令和８年　第３回

藤里町議会定例会会議録

（令和８年９月10日　開会
令和８年９月18日　閉会）

藤 里 町 議 会

令和８年９月10日（木曜日）

（第１日）

令和８年第３回藤里町議会定例会会議録

１．令和８年９月10日午前10時00分第３回藤里町議会定例会が藤里町役場議場に招集された。

１．本日の出席議員（10名）

１番　加　藤　徳　良	２番　土　佐　正　寛	３番　安　保　　正
４番　桐　越　博　樹	５番　伊　藤　孝　年	６番　門　田　　充
７番　淡　路　孝　也	８番　小　森　久　博	９番　小　山　初　美
10番　菊　池　博　悦		

１．本日の欠席議員（なし）

１．本日の会議に職務のため出席した者の職、氏名は次のとおりである。

議会事務局長	明　石　雄　吾	議会事務局職員	安　保　裕　美

１．地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町　　長	佐々木　文　明	副　町　長	夏　井　博　文
教　育　長	金　野　尚　人	代表監査委員	齋　藤　猛　満
税務会計課長	小　山　雅　章	総　務　課　長	淡　路　博　之
町　民　課　長	細　田　孝　広	農　林　課　長	佐々木　英　樹
商工観光課長	齋　藤　孝　子	生活環境課長	村　岡　徳　一
教育委員会次長	小　山　喜　之		

１．本会議の案件は次のとおりである。

報告第３号　財政健全化判断比率について

報告第４号　公営企業の資金不足比率について

議案第73号　藤里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号　藤里町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号　監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号　令和８年度藤里町一般会計補正予算（第４号）　　（大綱質問→委員会付託）

議案第78号　令和８年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

（大綱質問→委員会付託）

議案第79号　令和８年度藤里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

（大綱質問→委員会付託）

議案第80号　令和８年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

（大綱質問→委員会付託）

議案第81号　令和８年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第１号）

（大綱質問→委員会付託）

議案第82号　令和８年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第３号）

（大綱質問→委員会付託）

議案第83号　令和８年度藤里町下水道事業会計補正予算（第１号）

（大綱質問→委員会付託）

認定第１号　令和７年度藤里町各会計決算認定について　　（大綱質問→委員会付託）

陳情書の審議　　（委員会付託）

午前10時00分　開　会

○議長（加藤徳良）　おはようございます。

定刻となりました。これより令和８年第３回藤里町定例議会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付または配信の日程表のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

なお、当定例会よりノートパソコンを導入しております。よって、サポート要員として３名を配置しておりますので、ご承知おきください。何かの場合は手を挙げて意思表示をお願いします。

○議長（加藤徳良）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により当席より指名いたします。

４番　桐越博樹さん、５番　伊藤孝年さんを指名いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第２　会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期及び日程については、議会運営委員会にお願いしておりましたので、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長　10番　菊池博悦さん

○10番（菊池博悦）　本定例会の議事日程につきまして、議会運営委員会の協議の経過と結果についてご報告いたします。

９月２日、議会運営委員会を開催し、会期等について協議いたしました。

本定例会に提案されております議案は、報告２件、条例制定３件、人事案件２件、補正予算７件、決算認定１件、計15件でございます。内容的には決算が７会計でありますので、22件に相当いたします。

請願書等は、新規に陳情書３件が提出されております。

また、一般質問は、６名の方より通告がありました。

以上のことから本定例会の会期は、本日９月10日から18日までの９日間と決定いたしました。

なお、12、土曜日、13、日曜日は休会としております。

議事日程等につきましては、皆さんのお手元に配付しておりますので説明は省略いたしま

すが、各常任委員会の審査の進捗状況に応じて開始及び終了の時間は随時変更していただくことにいたしましたので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（加藤徳良）　本定例会の会期及び日程について、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日９月10日より18日までの９日間と決定いたします。

本定例会の日程表は、お手元に配付または配信しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　日程第３　諸般の報告を行います。

藤里町監査委員より、第１回定例監査報告書、令和７年度各会計決算審査意見書、令和８年５月分、６月分、７月分の例月出納検査結果報告書及び財政援助団体等監査結果報告書が提出されておりますが、お手元に配付または配信しておりますので朗読を省略いたします。

○議長（加藤徳良）　続いて委員会報告を行います。各委員会には閉会中の所管事務の調査等を許可しておりましたので、報告を求めます。

最初に、藤里町議会令和８年２月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会より審査の経過と結果を報告することを求められておりますので、これを許可いたします。

なお、特別委員会は独立した機関でもあり、議会運営委員会で協議したこともふまえ質疑は行いません。

それでは、特別委員会委員長より報告をお願いいたします。特別委員会委員長　10番　菊池博悦さん

○10番（菊池博悦）　それでは、ご報告いたします。

令和８年２月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会報告書。

本委員会に付託されました事件について、審査の経過と結果を別紙のとおり決定いたしましたので、会議規則第73条の規定により別紙のとおり報告いたします。

それでは、令和８年２月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会にお

ける審査の経過と結果について。

１　付託事件　監査委員からの是正措置の要請に係る対応について

２　審 査 日　（第１回）令和８年６月12日

（第２回）令和８年６月23日

（第３回）令和８年７月13日

（第４回）令和８年７月29日

以上４回でございます。

３　審　　査

審査の経過、各委員の発言趣旨ということで報告します。

実施要綱第１条関係について

作業が実施されたかの確認はされていないが、作業実施日報の内容は要綱に則っている。

一つ、自力での作業困難者であり、かつ、近隣からの共助が受けられない者が支援対象者になるが、本件の場合、いずれの案件も自助・共助が成り立っている者であるため、実施要綱で定めている本事業の対象者ではないと判断される。

一つ、町からの助成金を個人が着服したものではないとの判断もあり、地域活動の流れの中で起きた事件であることから当事者の心情もくみ取りたい。しかし、公金の施行を厳粛にチェックすることが議会の重要な任務である。

①実施要綱第３条関係について

作業依頼から助成金の請求まで一連の手続きにあたり、法令等に抵触する疑いが濃厚である。

一つ、本事業は大事な事業であるから、事務手続き等は一定の融通を利かせることも必要ではないのか。しかし、町民にとって大事な事業だからこそ、継続的に実施するため、要綱・法令に則り健全に運営されなければならない。

②実施要綱第４条関係について

事業の対象者は、自助・共助が得られない者と実施要綱で定めている。本事件の者はいずれの案件も対象者には該当せず、全て実施要綱から逸脱している。

③実施要綱第５条関係について

申請者とされている者は、いずれの者も本人が申請していないにもかかわらず申請者押印のある書類等を提出及び行使されていることについては、実施要綱及び法令に抵触する疑いが濃厚である。

④事業費助成金の取扱いについて

事業助成費という公金が、事業の目的以外に使用されていることはあり得ない。公金の流れは最後まで明確にされなければならない。

一つ、注視すべきは、当該団体代表は町議会の要職を歴任された者であり、より高い倫理観が求められること、制度内容及び監査手法を熟知している中で行われた事件であること。

（２）審査の結果、まとめとして、本事業については、地域社会の縮小、高齢化が加速する中、冬期間の安全確保と自立した生活を推進するために欠かせないものであることは実施要綱に明確であります。これは、健全に継続的に進めるには、法令はもとより実施要綱に則って適切に運用されることが大前提であります。

本事件では、実施要綱から逸脱した取組がなされていることが明確にされている。さらに、書類等の作成過程において法令に抵触する行為の疑いも認められる。

本委員会では、監査委員の報告を支持し、適切な公金の管理・執行及び本事件における支払済み助成金の返還を求めることが妥当だと判断いたしました。また、法令等に則り、告発等を含めた速やか、かつ適切な対処を町に求めるものであります。

そして、本事件では町当局のコンプライアンス意識の欠如が露呈いたしました。町に対して厳しくコンプライアンス意識の醸成を求めるものであります。

（３）特記事項

審査の過程で、本事業が町社協への委託事業であるにもかかわらず、町と社協との間で、受委託に係る書面による契約書が交わされていないことが判明いたしました。本事件に限らず、不測の事態が発生した際の責任関係が明確にされていないことが危惧されます。

また、事業実施要綱の不備が本事件解決の遅延につながっているものと思われることから、各事業の実施要綱を精査して準備しておくことを町に求めます。

以上でございます。

○議長（加藤徳良）　続いて委員会報告を行います。各委員会には閉会中の所管事務の調査等を許可しておりましたので、報告を求めます。

最初に、総務委員長より報告をお願いいたします。総務委員長　２番　土佐正寛さん

○２番（土佐正寛）　令和８年総務委員会町内視察報告を行います。

総務委員会所管の令和８年度町内視察を、７月７日、８日の２日間実施しましたので、結果を報告いたします。

７月７日は、教育委員会所管の藤里学園、学校給食センター、歴史民俗資料館の視察を行

いました。

はじめに藤里学園です。児童生徒数は５月１日現在９学年合計で112名。教職員46人態勢で、特色ある教育活動として外国語教育の充実と町づくり学の推進を掲げ、９年間の長期的な視野と学校小規模化への対応をメリットと捉えた学校経営の説明を受けた後、意見交換を行いました。この中で、外国語教育に関し９年生の英検３級取得者が、隔年ではあるが県平均をかなり上回っているという結果が出ていることから、誇れる事実として町内外に広くアピールすべきと感じました。不登校は学園全体で８名となっていますが、学園内の支援センターを核に取り組んでおり、従来の完全不登校ではなく、出れる範囲で登校・出席している実情の説明を受けました。部活動については、学園の児童生徒数ではぎりぎりの人数となっている中で、生徒の希望・要望にできるだけ寄り添ってやりたいが、人数不足はいかんともしがたいということでした。体の成長と共に心身の発達のためには、相応のエネルギー補給が必要で、３度の食事だけでは間に合わなくなってきます。補食の必要性の理解を相互に共有いたしました。校舎及び設備面では、新たに自転車置場が整備され供用されていました。昨年の視察で指摘した、給食搬入口の外壁及び門柱の修繕は終了しており、雑草が目立ったグラウンドもきれいに整備されておりました。とりたてて新たな要望等はありませんでしたが、中庭が工事終了時そのままという感じで、未整備と見受けられました。休み時間に低学年児童が遊んでいるということで、安全面からも最低限の整地・整備が必要ではないでしょうか。また、３階にある避難シューターは点検はしているものの、実際の使用方法は教職員も熟知していないことから、実施訓練が必要でないかと話したところです。

次に学校給食センターです。平成25年４月稼働で13年目となる学校給食センター。園児・児童生徒130人、教職員56人の合計186人分の調理・配食を９人の職員で運営しております。栄養バランスのとれた給食の提供と食育の充実は第一義でありますが、同時に衛生面管理と異物混入防止の徹底は、言うまでもなく最重点事項であります。当給食センターでも食品衛生法に基づく調理員の定期検査はもとより、調理場、器具、食器等の消毒は徹底されております。異物混入に対してもマニュアルを遵守し二重三重に厳格に対処しており、安心・安全を確保しております。栄養面・摂取カロリー・塩分量のほか、最近の物価高騰の中、地場産野菜を40％ほど使用し、限られた予算内での献立作成の上、なおかつおいしい給食提供に努めていることがうかがわれます。喫緊の課題は、調理員不足が常態化していることで現職調理員が休暇もままならず、個々に過度の負担がかかっていることです。職務の性質上、公募にそぐわない面もありますが、人手不足解消を探らなければなりません。

次に歴史民俗資料館です。町出身の大関能代潟の化粧まわし及び番付表が寄贈され、当館での展示を予定しており、その模様替えの最中なのでしょうが、館内が雑多で物置状態のようでした。とても入場料をいただいて見せられるものではないと感じました。郷土史愛好会から館内説明ガイダンスの提案があったということは喜ばしいことで、この際、愛好会と展示方法を含め、資料館の有効・有益な在り方を協議したらいかがなものでしょうか。

７月８日は、町民課所管の特別養護老人ホーム「藤里」並びに社会福祉協議会の視察を行いました。

はじめに特別養護老人ホーム「藤里」です。平成３年の開所で35年目となる当施設は、自立支援介護を基本とし、認知症の軽減と利用者の人格を尊重した支援を行っております。令和８年６月現在、入所者は定員50名に対して47名、全て町内在住者です。男女別では女性43名に対し、男性は４名。平均年齢は90歳を超えております。ショートスティは利用定員16名に対し、おおむね80％台の利用率となっており、ほとんどが長期で利用されています。デイサービスは利用定員10名のところ、１日平均7.5人の利用状況となっています。地域的には矢坂と大沢が多いということです。ひところ100人超えとなっていた入所待機者は13人と激減しており、その要因として、介護度が３以上と限定されたことと、何よりも対象となる高齢者の人口減少によるものと分析しておりました。現在の職員数は定年後の再雇用等含めて50人で運営しており、特段の人手不足はないということでしたが、新たに募集しても若者や新規の応募がほとんどなく、将来的に一抹の不安があるということでした。御多分に漏れず、昨今の諸物価高騰は経営を圧迫しており、行政からの補助金は大変ありがたく、状況に応じての継続を強く要望されました。また、建物の経年劣化が目立ってきておりました。

社会福祉協議会です。デイサービス利用者は日々の変動はあるものの、堅調に推移しているが、利用者実人数は減少傾向にあると言えます。ここでも人口減少の影響と見られています。同様に、ぶなっち利用者も定員10人に対し現在３人となっており、人口減少の影響が各所で出てきております。子どもの食の安心事業（子ども食堂）は33世帯が登録され、感謝の声が多く、継続を強く望まれている事業です。社協では８年７月より、厚労省事業である生涯現役地域づくり環境整備事業として「藤里町を盛り上げたい協議会」をスタートするとして概略説明を受けるにとどまりました。

以上２日間にわたり案内・説明を務めていただいた各課、委員会並びに関係各位には深く感謝申し上げ、視察報告といたします。

○議長（加藤徳良）　ただいまの総務委員長の報告について質問ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質問なしと認めます。

次に、産業委員長より報告をお願いいたします。産業委員長　５番 伊藤孝年さん

○５番（伊藤孝年）　令和８年度産業委員会町内視察報告です。

産業委員会では、７月21日と７月22日に町内視察を実施しましたので、結果を報告いたします。

７月21日です。

生活環境課。

１として、町道藤琴二ツ井線災害復旧工事（７災41号工事）の分です。昨年の大雨による三ノ倉トンネル手前の町道の災害復旧工事の繰越事業です。今年４月に完了されたのを確認しました。

２、朝日ヶ丘団地屋根塗装工事ですけども、朝日ヶ丘団地６棟の屋根塗装工事の完了を確認しております。

３、米田橋撤去工事、これはＲ８施工予定。

４、米田地区配水管新設等工事。

以上については、２か年の予定で撤去工事が実施され、今年度は下根城側からの工事との確認をしました。

５、素波里トンネル照明灯電球交換工事ですけども、照明器具34個の交換を確認いたしました。

６、中通処理区接続管路工事（１、２工区)。接続のためのポンプの納品が遅れる場合には、次年度へ繰越しとなる場合も推測されるとのことでした。

７、中小比内３号橋撤去工事。３号橋の撤去工事を確認いたしました。

続きまして農林課です。

１、大沢大落災害復旧現場。昨年８月の豪雨による災害復旧事業で、工事の完了を確認しました。

２、矢坂上野圃場整備事業。昨年度は、稲刈り終了後に西側暗渠工事を実施しております。今年も順調に水稲作付けがされており、稲刈り終了後には籾殻暗渠工事が予定されております。

３、板清水再造林現場。板清水再造林作業5.73haの現場の状況を確認いたしました。

４、室岱森林境界明確化現場。境界明確化事業、これは室岱等ですけども、32.83haの現

場を確認しました。10月には地元の説明会を予定しているとのことでした。

７月22日ですけども、商工観光課です。

１、岳岱ですけども、岳岱では、雨の中でしたが観光の目玉となる「大ブナの巨木」、「シナノキの巨木」を確認できました。

２、田苗代湿原。田苗代湿原でも、雨のため湿原には入ることができませんでしたが、木道や木橋の改修工事が進められたということでした。今後も引き続き、白神山地への観光客の安心・安全が確保できるようお願いするものです。

３、藤里開発公社、これはホテル・健康保養館の運営体制についてであります。今年６月より運営体制の強化を図り、内部の職員の配置換えを実施し、収益の黒字化改善に向け宿泊・宴会料金の改定、調理人３名体制、レストランメニューの拡大、感謝祭等イベント開催の実施等、運営強化に努めるとのことでした。ホテルの来客者には、おもてなしの心で対応していただくようお願いするものです。また、健康保養館については、今年９月頃、入館者数2,750千人達成予定とのことでした。健康保養館については、今なお水漏れ箇所が確認されました。早急な対応が必要と思われます。

４、農村環境改善センターです。今年度より町の直営となり、現在４人体制で営業しているとのことでした。昨年はポンプの状態がよくない期間がありましたが、現在は通常での営業となっているようです。現況を踏まえ、今後の運営について検討されるところです。

５、白神山地世界遺産センター、これは藤里館です。今年４月、全面改修を行い、リニューアルオープンされました。白神山地の岳岱や藤里駒ヶ岳などを円盤状の模型で精密に再現されたジオラマや、白神山地の四季折々の姿を映すシアター等が設置されておりました。これを機会に、今後も多くの入場者を期待するものです。

最後ですけども、６、森のえきです。今年度、観光案内所等機能拡張設計委託の実施にあたり、観光客に対して多くの情報が提供できる施設であってほしいと願います。

以上２日間にわたり関係機関、案内役を務めていただいた各課の皆様には、多大なるご負担をおかけし、心から御礼申し上げ報告といたします。以上です。

○議長（加藤徳良）　ただいまの産業委員長の報告について質問ございませんか。２番 土佐正寛さん

○２番（土佐正寛）　ちょっと気になったところがございますが、今、日本全国で湿原の砂漠化が進んできているということが問題になっていますが、やっぱり見た感じ、田苗代湿原もやっぱりそういう傾向にあると思いましたか。

○議長（加藤徳良）　５番、どうぞ。

○５番（伊藤孝年）　今、先ほども説明しましたとおり、この日、雨でして、湿原の中には入ることができませんでした。後でですね確認したいと思います。

○議長（加藤徳良）　よろしいですか。

○２番（土佐正寛）　はい。

○議長（加藤徳良）　ほかにございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質問なしと認めます。これで産業委員長の報告は終わりました。

○議長（加藤徳良）　行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長

○町長（佐々木文明）　おはようございます。

本日は、定例会を招集いたしましたところ、皆様方には何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、今議会からペーパーレスでの議会といたしましたので、スムーズにいかないこともあろうかと思いますが、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

報告事項につきましては、報告事項等フォルダーに配付してありますのでご覧いただきたいと思います。

私からは、議案の提案説明に先立ちまして、行政報告を申し述べさせていただきます。

はじめに、８月27日から28日の大雨は、当町における８月観測史上最大の降雨量178㎜を記録しました。

当日は、夕方にレベル４土砂災害危険警報が発令され、防災行政無線で町民の方々へ注意喚起を行うとともに、藤里町災害対策警戒部を設置し、担当課においてパトロールを実施、歯科診療所付近から馬坂地区までの県道西目屋二ツ井線で浸水・土砂災害の危険性が高かったことから、水防団に出動命令を発し、対応にあたったところであります。

体制を整え、警戒していたところ、午後８時過ぎには降雨も収まり、浸水被害の危険性が低くなったことから、午後９時には現場での警戒体制を解除しました。

翌28日朝から、生活環境課、農林課を中心に町道、林道、管理施設等のパトロールを実施したところ、災害査定を受けるような規模の被害はありませんが、路肩崩落、路面洗堀、側

溝詰まり、水田への土砂流出等多数発生しており、現在、被害額について精査中であります。

また、県道西目屋二ツ井線については、真名子第一ゲートから県境の釣瓶トンネル間で土砂崩れ等が発生し、危険であることから、８月28日早朝から９月４日午前11時まで通行止めとなっておりましたが、復旧作業を終えた現在は通行可能となっております。

なお、町管理の岳岱方面は被害がありませんでした。

次に、稲作の作柄状況についてでありますが、８月20日現在の能代山本地域の水稲の生育状況は、平方メートル当たりの穂数は437本で、平年の101％となっております。１穂当たりの着粒数は71.3粒で平年より少なく、平方メートル当たりの着粒数は例年の94％にとどまっております。刈り取り時期は今後の天候にもよりますが、本年は平年よりも気温が高く、日照時間も長いことで、登熟速度が早まっていることから、「あきたこまちＲ」は９月６日、「めんこいな」は９月11日頃になると思われます。

農水省が８月31日に発表した秋田県の生産見込みは、「平年並み」となっております。

今年の米の概算金は、８月28日に開催された全県ＪＡ組合長会議で決定されたようですが、前年同期に比べ10千円下回り18,300円と大幅に引き下げる方針で、食糧システム法に基づき示された主食用米の生産段階のコスト指標20,535円をも下回っております。

ＪＡあきた白神の「生産者概算金」については、９月８日に開催された理事会で、前年より15,500円下回る17,500円で決定されたようであります。米価の下落については、昨年、主食用米が大幅に増産されたこと、高騰した国産米の需要が伸びないなど、政府が放出した備蓄米や民間企業による外米の輸入と、国内の需給枠外の比較的安価な米の需要が伸びたことが要因で、米の民間在庫量が過去最大の水準となったことが背景にあります。

今年で16年目となるリンドウは、８月31日までの販売において、出荷本数65,220本、販売金額3,363千円で、昨年同期と比較して本数で8,440本、販売額で661千円の増となりました。

今年は高温や渇水の影響がなく、順調に生育し、最も需要が伸びる７月下旬から８月上旬にかけて収穫の最盛期を迎えたことにより市場単価が高い時期に出荷することができました。

昨年と比較し、生産者が１名減、その他の生産者も取組面積を縮小しましたが、本数・販売額とも増加させることができました。

矢坂上野地区サテライト団地整備事業は、現在、奥岩本の旧苗畑において1haのネギ栽培と、ビニールハウスでの山ウドの栽培を行っております。

山ウドについては、１月から３月までの出荷額が555千円と平年並みとなりました。

ネギについては、計画どおり４月10日に定植が行われ、生育状況は、病気がついたものの、順調に生育し、８月１日から出荷が始まっております。８月31日までに1,971千円の売上げと昨年同期比1,683千円の増となりました。

矢坂上野地区の圃場整備事業につきましては、地区全体で作付けされました水稲12.2haの稲刈りが終わり次第、西側8.2ha及び東側の一部0.3haの籾殻補助暗渠工事が実施される見込みとなっております。

次年度以降、東側圃場での秋冬ネギの生産再開に向けて、関係機関との連携を図りながら適宜対応してまいります。

緬羊の飼育状況については、今年、出生した子羊125頭のうち、ラム肉用を100頭とし、残り25頭は来年の繁殖育成とホゲット用に向ける予定であります。今年度の屠畜頭数は、ラム用100頭、ホゲット用10頭、マトン用30頭を予定しております。

首都圏での消費は、例年どおりの取引ではあるものの、出荷に向けては、卸売業者との打合せを重ねつつ、新規取引先の開拓などを視野に入れ、「白神ラム」の販路拡大に向け、卸業者、加工センターとの連携を図ってまいります。

新規就農者による緬羊飼育は６年目となります。子羊の出生、生育、出荷も順調のようであります。今後も安定した事業として確立できるよう、必要に応じて支援をしてまいります。

次に、鳥獣被害対策についてでありますが、昨年度は出没が非常に多かったツキノワグマですが、今年度は比較的落ち着いた状態が続いており、目撃情報や捕獲数も少ない状況であります。

しかしながら全県的に見ますと出没件数が多く、秋田県では４月14日に発令したツキノワグマ出没警報を９月30日まで延長し、警戒を強めております。今年も報道にもあるとおり全国的に市街地への出没が散見しており、人的被害も発生しておりますので、引き続きパトロールなどの警戒を強めてまいります。

当町では、昨年と比較いたしますと、出没数、箱わなの設置数とも下回る状況であります。

捕獲頭数も８月末現在で５頭となっており、昨年同時期の22頭を大幅に下回っております。しかし、今後、果実の収穫時期の到来とともに市街地への出没は増加することが予想されることから、今年度は国の交付金事業や町単独の補助事業で、誘引果樹の伐採を現在進めておりますことから、効果が期待されるところであります。

また、昨年４月に改正鳥獣保護法が成立し、これに基づく緊急銃猟制度の運用が始まっております。一定の条件を満たせば、市街地での危険鳥獣の捕獲が、自治体の判断で銃猟が可

能になりました。当町でもスムーズな運用ができるよう、９月４日に県警や猟友会のご協力のもと、緊急銃猟実施訓練を初めて開催し、緊急銃猟の実施体制の確認を行うことができました。

ニホンザルにつきましては、例年同様、猟友会の巡視を実施しながら、町民の方々からの情報をもとに、カカシ・箱わなの設置を滞りなく行っております。捕獲頭数は８月末日現在で１頭ではありますが、群れによる農地への侵入や農作物の食害が見られ、その対応には非常に苦慮しております。できる限りの対応はしておりますが、万全ではない状況にあります。

また、イノシシによる被害も多数寄せられており、くくりわなの増設や誘因餌の工夫などで対応しており、８月末日現在で２頭ではありますが捕獲しております。現在は、被害が大規模にならないよう情報収集に努め、巡視の強化や追い上げの実施を強化しております。このほか、アナグマ、ハクビシンなどの農作物への食害も増えてきており、猟友会も含めた人員不足も含めて、100％の対応は難しい状況ではありますが、可能な範囲内で最善を尽くしてまいる所存であります。

次に、機構改革についてであります。

藤里町役場の現在の機構体制は平成22年に設置されております。この間、デジタル環境の進化、気候変動による大雨・大雪などの大型災害の頻発、さらには予見されている人口減少への対応と、時代に変化を求められております。そのため、現体制では対応が後手に回り、課題解消の遅れが目立つ案件を中心に、役場内の係長級職員で構成する検討委員会で検討を重ねてきたところでありました。

今回の機構改革において重点項目としたのは、防災体制、防災機能の強化、医療の確保と住民の移動支援、移住受入れの強化、子育て支援の充実、観光及び農業、林業等のブランディングとマーケティング及び販売プロモーションの強化を図ることを目的としております。

いずれにいたしましても、人口規模に見合った財政運営を行い、町民に対して切れ目のない行政サービスを提供できるよう努めてまいります。

次に、カスハラ対策についてであります。

近年、カスタマーハラスメントによる従業員のメンタル不調や離職が増加していることを鑑みて、労働者の生きがい、雇用の安定や職業生活の充実を目指した労働施策総合推進法の改正内容に、事業主によるカスタマーハラスメント防止措置の義務化が盛り込まれ、令和８年10月１日に施行されます。

町役場におけるカスタマーハラスメントとは、行政サービス利用者だけでなく、職務上関

係する全ての者からの社会通念上許容される範囲を超える言動により、職員の精神的・身体的苦痛を与えられ、職員の人格もしくは尊厳または勤務環境が害されることであります。

具体的な例としては、行政サービスの範疇を超えた過度な要求、暴言・暴力、大声での威圧、窓口や電話での長時間の拘束などがあります。

行政サービスに対する苦情やクレームは、業務改善やサービス向上につながる貴重な意見であり、それら全てをカスタマーハラスメントとみなすことは適切ではありませんが、度を超えた言動には組織として一貫した対応をとることが必要となります。

現在、職員に向け、カスタマーハラスメントに関するアンケートを実施しております。実態と傾向を把握し、事業主としてカスタマーハラスメント問題に理解を深め、相談体制を整備し、パワハラ・セクハラなどのハラスメント防止に関する指針及び対応マニュアルに追記し方針を明確化、周知し、働きやすい職場環境を維持するとともに、町民の皆様に対する行政サービスのさらなる向上を目指します。

次に、教育旅行誘致事業についてであります。

令和６年11月、秋田県事業の「タイトップセールス及び秋田タイ友好協会10周年記念事業」への出席に併せ、教育旅行・インバウンドなど冬季誘客拡大に向けた活動として、学校関係者と交流を行い、今後の取組に向けた関係性づくりを行ってきたことはご報告させていただいておりました。

今年４月、北都銀行主催の「教育旅行・交流セミナー」が開催され、参加いたしました。以降、情報交換を重ね、この11月にタイ・バンコク・カセサート大学付属校への誘致活動訪問を計画し、関係予算を今定例会に計上させていただいております。

また、この訪問に先立ち、９月４日から７日にかけてカセサート大学付属校から７名が視察に訪れ、学校視察のほか、各種体験など、藤里町の交流プログラムを体験していただいたところであります。

開校４年目を迎えた藤里学園は、その基礎固めのため「外国語教育の充実」や「町づくり学の推進」に力を入れて取り組んでおり、この取組に「国際交流」を加えることで、異文化交流を通して国際感覚を養うとともに、相互理解を通して広い視野を持てるようになる絶好の機会と捉えております。

それでは、本定例会に提出しております議案について提案理由を述べさせていただきます。

報告第３号は「財政健全化判断比率について」、報告第４号は「公営企業の資金不足比率について」でありますが、これは令和７年度決算に伴う財政比率について、地方公共団体の

財政の健全化に関する法律の規定により、町監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

議案第73号は「藤里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。組織機構改革として、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第74号は「藤里町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。機構改革及び引用している地方自治法の改正により、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第75号は「監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、地方自治法の改正により引用する条文を整理する必要があるため提案するものであります。

議案第76号は「監査委員の選任について」であります。議会の同意を求めるものでありますが、本年９月25日をもって任期満了となることから、地方自治法の規定により提案するものであります。

諮問第１号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。議会の意見を求めるものでありますが、委員１名が本年12月31日をもって任期満了となるため、秋田地方法務局長より後任の推薦依頼があったことから、人権擁護委員法の規定により提案するものであります。

議案第77号は「令和8年度一般会計補正予算」であります。180,001千円を増額し、予算の総額を3,708,709千円とするものであります。

補正内容につきましては、この後、各特別会計の補正予算とともに説明させていただきます。

議案第78号から議案第81号までは、令和８年度の４特別会計の補正予算であります。

議案第82号は令和８年度簡易水道事業会計、議案第83号は令和8年度下水道事業会計の補正予算であります。

認定第１号は「令和７年度各会計決算認定について」であります。

それでは、議案第77号「一般会計補正予算」から説明いたします。

歳出では、令和７年度決算に係る剰余金の処分として、地方財政法の規定による財政調整基金への積立てなどが主なものになります。

総務費では財政調整基金への積立金、来年３月に開催予定の在京藤里会による「ふるさとの集い」へ参加するための予算計上、商工費には健康保養基地施設への防犯カメラ設置費用、

プロジェクトマネージャー関連経費、教育費には幼稚園バスに関する費用、公債費では金利上昇に伴う利子の増額などであります。

歳入につきましては、国からの普通地方交付税及び前年度繰越金の数値確定に伴う増額などが主なものになります。

次に、各特別会計は、前年度繰越金の確定に伴う補正であります。

簡易水道事業会計は、大沢ポンプ場のポンプの更新費用などであります。

下水道事業会計は、矢坂地区内のマンホールポンプの更新費用などであります。

次の認定第１号は「令和７年度各会計の歳入歳出決算の認定」をお願いするものであります。

令和７年度一般会計、歳入総額は4,238,195,308円、歳出総額は3,993,542,967円、差引額244,652,341円の剰余金を令和８年度に繰り越ししております。これから事業繰越財源を差し引いた実質収支額は228,353,341円の黒字となっております。

以上が本定例会提出議案の概要でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤徳良）　これで町長の行政報告並びに提案理由の説明は終わりました。

○議長（加藤徳良）　お諮りいたします。日程第４　報告第３号「財政健全化判断比率について」及び日程第５　報告第４号「公営企業の資金不足比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する報告であります。関連がありますので一括して議題とし、説明を受けた後、質問は１件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　異議なしと認めます。よって報告第３号及び報告第４号を一括して議題とし、説明を受けた後、質疑は１件ごとに行います。

それでは、報告第３号から説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之）　それでは、議案資料の報告第３号をお願いいたします。報告第３号について説明いたします。「財政健全化判断比率について」地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和８年度に公表する財政健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付しまして、次のとおり報告するものであります。１．実質赤字比率　なし。これは一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありますが、赤字はございません。２．連結実質赤字比率　なし。３．実質公債費比率　5.1％。これは公債費とこれに準

ずる経費の財政負担の割合を判断する指標でありますが、前年度より0.9％減少しております。４．将来負担比率　4.6％。これは地方債の残高のほか、将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率でございます。前年度の12.0％と比較して7.4％の減少となっております。

次の頁をお願いします。こちらが監査委員からの審査意見書であります。下段であります。下段（３）にありますように、特に指摘事項はいただいておりません。

次に、４頁のほうをお願いします。これが実質公債費比率の算出根拠についてでございます。まあこちらのほう、実質公債費比率ですが、18％以上になりますと起債を発行する際に知事の許可が必要となってくるところでございます。

次に、５頁をお願いします。こちらは将来負担比率の算出根拠についてでございます。

こちらで、報告第３号の説明は以上です。

次に、報告第４号のほうをお開きください。報告第４号について説明いたします。「公営企業の資金不足比率について」地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和８年度に公表する公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告するものであります。１．資金不足比率　なし。

次の頁をお願いします。こちらが監査委員からの審査意見書であります。下段（３）にありますように、特に指摘事項はいただいておりません。

報告第３号、第４号については以上であります。

○議長（加藤徳良）　以上で説明は終わりました。それでは１件ごとに質疑を受けたいと思います。

報告第３号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質疑なしと認めます。

次に、報告第４号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質疑なしと認めます。

以上で報告第３号及び報告第４号を終了します。

○議長（加藤徳良）　日程第６　議案第73号「藤里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之）　次に、議案第73号のほうをお開き願います。議案第73号について説明いたします。「藤里町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」藤里町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由でありますが、組織機構改革として、所要の改正をする必要があるため提案するものであります。

次の頁をお願いします。こちらが改正する条例の条文であります。こちらのほう、第１条中「商工観光課」を「観光交流課」に、「生活環境課」を「建設課」に改めるものであります。第２条については、事務分掌についてでありますので、この後、新旧対照表のほうで説明いたします。次に下段であります。附則であります。この条例は、令和８年10月１日から施行する。

次に、４頁をお願いします。新旧対照表でございます。左が旧、右が新でございます。これで、まず第１条のほうでは先ほど説明いたしましたが、「商工観光課」を「観光交流課」、「生活環境課」を「建設課」ということです。第２条、分掌事務についてでございます。代表的なものでございます。一番下段の「サ　国土調査に関すること。」こちらは農林課のほうに移行します。こちらですね、地籍調査ですが、平成９年度から宅地田畑の耕宅の調査がありましたが、院内岱地区をもって一区切りといたしますため、今後、山林の調査に入る予定としておりますので、農林課のほうにしたいと思います。新のほうの下段、サのところに「消防及び防災に関すること。」ということで、これは生活環境課から総務課に移行したいと思っております。

次の頁をお願いします。右側の「シ　交通安全に関すること。」これは町民課から総務課へ。「ス　公共交通に関すること。」これは今までなかったのですが、新たに表記いたします。公共交通にも力を入れるということで、ここに載せてまいります。次に町民課に係る部分でございます。右下の新のほうですが、「ケ　こども家庭センターに関すること。」こちらは教育委員会から移してまいりますが、子ども・子育てが教育委員会で事務を執り行ってなっておりましたが、子育てに関して一元化して対応してまいりたいということからここで新たに記載することにいたしました。次の「コ　生活環境の保全、環境衛生及び公害に関すること。」こちらも生活環境課から移します。次の「サ　廃棄物及び塵芥処理に関すること。」こちらも生活環境から町民課のほうに移行します。次に商工観光課でございます。まずウでございますが、「流通」とあったものを、これを特産品の開発及び「物産振興」に関することというふうに実務に近いような形に変更いたします。次に右側のオでございます。「移住、定住に関すること。」でございますが、これ総務でやっておりましたが、関係人口や交流人口の

増加を図ることを目的に強化するということで、商工観光課のほうで執務したいと考えております。次の「ふるさと納税に関すること。」これを総務課から移行したいと考えております。こちらは商工業者、あと農林業者、観光業などとのさらなる連携を図って、ふるさと納税を利用して町のＰＲ力を強化したいと考えております。

次の頁をお願いします。農林課部分です。右側のほう、「オ　国土調査に関すること。」こちらのほう総務からの移行ということでなっております。次に「生活環境課」が「建設課」ということで、左側のアの部分とウの部分とオの部分、こちらのほうがほかのほうに移ってまいりまして、右側のほうでございます。「エ　入札、契約及び検査に関すること。」こちらのほう新たに設置したいと考えております。こちらに関しては、入札に関してそれぞれの課で今行っておりますが、昨今の事件があることから、職員を守るためにも一括して扱う部署としたいと考えております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（加藤徳良）　本案について質疑を行います。質疑ございませんか。７番 淡路孝也さん

○７番（淡路孝也）　説明の概要は理解しました。事前にちょっとこの情報つかみきれてなかったのでですね、今日、今提案されたものを受けてですね、とりあえず今の段階でまず確認といいましょうか、考え方をお伝え願います。課名変更ですね、観光交流課に変更する。それから、生活環境課が建設課に変更されるということが一点、その課名の変更の趣旨がですね、どのような前提にあるのかということ１点目。

２点目はですね、消防に関する業務が総務課のほうに移管されておりますけども、そのへんのところの前提がどのような協議なされたものか。

まず２点お願いします。

○議長（加藤徳良）　総務課長

○総務課長（淡路博之）　まず課名の変更でございます。商工観光課から観光交流課といたしましたのは、移住、定住と関係人口、こちらの構築が非常に大事になってくるということで、で、商工、交流課というふうに、ほかの地域でも使っておりますが、これに変えたいと。あと建設課に関しては、今まで平成22年のときには、町内インフラも全て含めて一括して防災体制にあたりたいと、あと、やったほうがいいということで生活環境というふうな名前にしておりましたが、やはり今の災害等、事務量多くなってまいりましたので、それぞれのところに戻してやりたいということで、建設課、残ったやつもやはり建設課としては必要なもの

ですから、上下水道も大きくなってまいりましたので、建設課というふうな形に名前を変えたいというものでございます。

あと、消防が総務に移ったということでございますが、やはり今、指揮系統、これが生活環境課にありますと、実際に現場に出てインフラ整備、そちらのほうのものにあたってる、その中においてまた総合指揮的なものをとるための防災の指揮系統をしっかりするということで、総務課に置きたいと、置いていったほうが、昨今の流れからしても、ほかの町村においても同じような流れでございますので､やはり総務で扱いたいということにしております。

○議長（加藤徳良）　７番どうぞ。

○７番（淡路孝也）　説明については理解しました。いま一度、消防関係ですね、について移管されるということはですね、前々からですね生活環境課の負担が大きいということでしたので、まあ指示系統がですね分課されるということなので、これは非常に理にかなったものだというふうな理解します。

あと、それにちょっと関係でですね、商工の部分の冠がですね取れたことによって、商工部分に対する、その町からのかけ方がね、どうなるのか。ちょっと詳細までの事務分掌見ておりませんけれども、まず冠を変えるということのですね、商工に対するこれからの関わり方がどうなっていくのか、ウエイトですね、１点。

もう一点、10月１日からの施行ということですので、それによってですね人員配置のですね、まあ定数の振り分けとか、そのへんのことがあるのか、現状でいくのか。

そこの２点についてお伺いします。

○議長（加藤徳良）　総務課長

○総務課長（淡路博之）　商工観光課から商工を外したということですが、こちらのほう条例でございまして、この下に実際の事務分掌、係名を指定するものがございます。規則のほうでやっている、規則のほうにしっかりと商工というふうなものをつけて係を設置したいと考えておりますので、まるっきりなくなるわけではございませんが、ただ、交流、移住、定住等、こちらのほうに力を入れていきたいなというところで、まず観光交流というふうな形にさせていただいたところでございます。

あと、人員配置でございますが、当面、まあ10月１日にはやるのですが、３月までやっぱり直すところが必要になってくると思われますので、人員は今あるものが移行するとかというふうな形になっていくことが多いかと思います。

○７番（淡路孝也）　はい、最後。

○議長（加藤徳良）　７番どうぞ。

○７番（淡路孝也）　説明は理解しました。やはりね冠はですね呈をあらわすといいましょうかね、そういうふうなことも大事なことなので、商工という名前が取れることによってですね、商工業者がですね、そこだけの分ではございませんけれども、町の発展のためにですね、え、どうなるんだっていうのはちょっとこう、まあ懸念もあり得る場合もあると思うので、そこは施行する段階でですね、ぜひ、所掌事務を見ると分かるんですけども、やはり名前がなくなるとちょっとね、そういう危惧する部分もありますので、ぜひその部分については行政の力が何ていうかな、落ちないようにお願いします。これは申し入れだけです。はい、オーケーです。

○議長（加藤徳良）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質疑終了と認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　討論なしと認めます。

採決いたします。議案第73号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良）　日程第７　議案第74号「藤里町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一）　議案74号のほうをお開き願います。議案第74号についてご説明いたします。「藤里町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」藤里町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由でありますが、組織機構改革及び地方自治法の一部改正にあたり、所要の改正をする必要があるため提案するものであります。

次の頁をお願いいたします。別紙になります。改正条文となります。第４条第２項中「生活環境課」を「建設課」に改める。これは先ほど可決いただきました、議案第73号の課の設

置条例が可決されたことに伴うものでございます。第７条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改める。これは上位法令の改正に伴う条項のずれに伴うもので改正するものです。附則として、この条例は、令和８年９月24日から施行する。ただし、第４条第２項の改正規定は、令和８年10月１日から施行する。こちらは先ほど可決いただいた課の設置条例の施行日と同様とするものであります。

次の頁お願いいたします。４頁になります。こちら新旧対照表になりますが、今お話しさせていただきましたが、第２条のところで「生活環境課」を「建設課」に変更です。と、第７条の部分は、条項のずれがありましたので、それに合わせて変更するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　討論なしと認めます。

採決いたします。議案第74号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　異議なしと認めます。よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良）　日程第８　議案第75号「監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（明石雄吾）　議案第75号をお開きください。議案第75号について説明いたします。「監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由でありますが、地方自治法の一部改正にあたり、引用条項を改正する必要があるため提案するものであります。

別紙の改め文をご覧ください。監査委員に関する条例の一部を次のように改正する。第３条中「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。これは上位法令である地方自治法の一部改正に伴い、同条例で引用している条項に項ずれが生じたものであります。附則ですが、この条例は、令和８年９月24日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　討論なしと認めます。

採決いたします。議案第75号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　異議なしと認めます。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良）　日程第９　議案第77号「令和８年度藤里町一般会計補正予算（第４号）」を議題といたします。順次説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之）　それでは、補正予算書のフォルダー、こちらのほうの一般会計補正予算のほうをお開きください。一番上に戻っていただいて補正予算書、緑色ですね３つ目のところですが。それでは、議案第77号について説明いたします。「令和８年度藤里町一般会計補正予算（第４号）」第１条 歳入歳出予算の総額に180,001千円を増額し、予算の総額を3,708,709千円とするものであります。第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、３頁をお願いします。歳入歳出予算補正の表になります。３頁が歳入であります。

次に、４頁をお願いします。４頁と５頁が歳出であります。

次に、10頁のほうをお願いします。歳入であります。主なものを説明いたします。中ほど、10款１項 地方交付税、１目 普通地方交付税でございます。こちらのほう33,458千円を増額いたしまして、総額で259,550千円とするものでございます。

次に、12頁のほうお願いします。下段であります。18款 繰入金、１項 基金繰入金、１目 財政調整基金繰入金は、64,342千円繰り入れるのを減額いたします。

次の頁をお願いします。19款１項 繰越金、１目 前年度繰越金でございますが、こちらのほう198,353千円の増額いたしまして、全体として228,353千円となるものでございます。

歳入の主なものは以上でございます。

次の頁をお願いします。歳出になります。２款 総務費、１項 総務管理費でございます。５目の財産管理費でございますが、この中の積立金の財政調整基金積立金でございます。ルールに従いまして繰越金の半分以上を積み立てるということで、115,000千円積み立てます。それで、この下で括弧でありますが、残高でございますが、460,000千円となっております。次に、６目の企画費でございます。こちらのほう、来年３月21日の日曜日に開催予定をいたしました在京藤里会による「ふるさとの集い」に参加する費用を計上しております。

○議長（加藤徳良）　町民課長

○町民課長（細田孝広）　それでは、次に20頁、21頁をお願いいたします。上段でございます。３款 民生費、１項 社会福祉費、２目 高齢者福祉費のうち27節 繰出金です。介護特会（事務費分）の繰出金といたしまして227千円を計上しております。

○議長（加藤徳良）　生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一）　次の頁、22頁、23頁をお願いいたします。下段になります。６款 農林水産業費、２項 林業費、５目の林道作業道の維持費になります。需用費ですけども、今後支出見込みの維持修繕費を計上しております。

○議長（加藤徳良）　商工観光課長

○商工観光課長（齋藤孝子）　次の頁をお願いいたします。24、25頁をお願いいたします。７款１項 商工費、３目 観光費、２節 給料、３節 職員手当等、４節 共済費、８節 旅費、18節 負担金補助及び交付金につきましては、こちらは先般募集しておりました総務省地域プロジェクトマネージャー制度を活用しました会計年度任用職員の採用に係る経費等について計上しております。10月１日からの観光協会事務局長補佐として派遣を予定しております。同じく18節の負担金補助及び交付金、健康保養基地施設改修等事業助成金1,756千円は、事件・事故防止のための健康保養館・ホテルに防犯カメラを設置する公社の事業に対しまして町から助成するものであります。

○議長（加藤徳良）　生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一）　同じ頁、中段になりますけども、８款 土木費、２項 道路橋梁費、１目の道路維持費になりますけども、10節 需用費と維持修繕費及び14節の工事請負費でございますけども、こちらのほう今後支出見込みの金額を計上しております。

次の頁お願いいたします。26頁、27頁になります。同じく８款６項 住宅費、１目の住宅管理費、こちらのほう需用費ですけども、維持修繕費として団地の修繕費を計上しておりま

す。また、３目の住宅建設費のほうです。18節 負担金補助及び交付金でございますけども、こちらのほうは住宅リフォーム支援事業の補助金ですけども、今後支出見込みで２件ほど多くなりそうだということで補正をしております。以上です。

○議長（加藤徳良）　教育次長

○教育委員会次長（小山喜之）　同じく26頁、27頁ご覧ください。中段になります。10款 教育費、２項 義務教育学校費、２目 教育振興費、８節 普通旅費の1,209千円の補正ですが、以前タイを訪問した際に関係づくりをしてきまして、教育旅行誘致事業につきまして、このたびの教育旅費交流セミナーをきっかけに国際交流を前進させまして、田舎の交流体験や日本語教育の環境を持ちますタイ・バンコク・カセサート大学付属校への誘致活動訪問が計画されました。これに係る旅費の計上でございます。同じく26頁、27頁、中段から下段になります。10款 教育費、３項 幼稚園費、１目 幼稚園費、17節 備品購入費6,050千円の補正でございますが、運転手不足によりまして民間業者へ委託しておりました幼稚園送迎車両の運行業務につきまして、運転手の確保の見通しが立ちました。よって、普通免許で運転可能な公用車、幼児12人乗りのワンボックスカーを購入するということで長期的にコストを抑えたいということで購入費用を計上しております。

歳出の予算は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第10 議案第78号「令和８年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広）　それでは、議案第78号ファイルをお開きください。議案第78号について説明いたします。「令和８年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」第１条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ61,218千円を増額し、歳入歳出を437,563千円とする。第２項につきましては、前議案と同様のため割愛させていただきます。

次の頁をお願いいたします。こちらが第１表 歳入歳出予算補正、２頁が歳入、３頁が歳出でございます。

次に、８頁、９頁をお願いいたします。こちら歳入でございます。中ほど、７款１項１目 繰越金、１節 前年度繰越金でございますが、61,168千円を計上しております。

次に、10頁、11頁をお願いいたします。こちら歳出でございます。９款１項１目 予備費といたしまして60,665千円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第11 議案第79号「令和８年度藤里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広）　それでは、議案第79号ファイルをお開きください。議案第79号について説明いたします。「令和８年度藤里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」第１条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ324千円を増額し、歳入歳出を66,133千円とする。第２項につきましては、前議案と同様のため割愛させていただきます。

次の頁をお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、２頁目が歳入、３頁目が歳出でございます。

８頁、９頁をお開きください。歳入でございます。５款 繰越金、１項１目 前年度繰越金、前年度繰越金といたしまして324千円を計上しております。

次の頁、10頁、11頁をお願いいたします。歳出でございます。４款１項１目 予備費といたしまして324千円を計上しております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第12 議案第80号「令和８年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広）　議案第80号ファイルをお開きください。議案第80号について説明いたします。「令和８年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第２号)」第１条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ51,931千円を増額し、歳入歳出を69,349千円とする。第２項につきましては、前議案と同様のため割愛させていただきます。

次の頁をお願いいたします。第１表 歳入歳出予算補正、２頁が歳入、３頁が歳出でございます。

８頁、９頁をお願いいたします。歳入でございます。８款 繰入金、１項 一般会計繰入金、３目 その他一般会計繰入金、１節 事務費繰入金といたしまして、職員給与費繰入金として227千円を計上しております。９款１項 繰越金、１目 前年度繰越金でございますが、51,704千円を計上しております。

10頁、11頁をお願いいたします。歳出でございます。４款１項 基金繰入金、１目 介護給付費準備基金積立金といたしまして11,999千円を計上しております。最後のほうをご覧ください。７款１項１目 予備費でございますが、27,543千円を計上しております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第13 議案第81号「令和８年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第１号)」を議題とします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広）　議案第81号ファイルをお開きください。「令和８年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第１号)」第１条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ51千円を増額し、歳入歳出を48,021千円とする。第２項につきましては、前議案と同様でございますので割愛させていただきます。

次の頁をお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、２頁が歳入、３頁が歳出でございます。

８頁、９頁をお願いいたします。歳入でございます。３款１項 繰入金、１項 前年度繰越金、１目 前年度繰越金といたしまして51千円を計上しております。

次の頁をお願いいたします。歳出でございます。３款１項１目 予備費といたしまして53

千円の減額を計上しております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第14 議案第82号「令和８年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第３号)」を議題といたします。説明を求めます。生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一）　議案第82号をお願いいたします。議案第82号について説明します。「令和８年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第３号)」第２条 令和８年度藤里町簡易水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入です。第１款 水道事業収益、既決予定額81,258千円、補正予定額3,762千円、合計85,020千円。支出になります。第２款 水道事業費用、既決予定額80,684千円、補正予定額3,762千円、合計84,446千円。第３条 予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費になります。既決予定額5,163千円、補正予定額150千円、合計5,313千円。第３条 予算第８条に定めた補助を受ける金額を次のように補正する。一般会計補助金になります。既決予定額30,486千円、補正予定額3,762千円、合計34,248千円。上記、地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき議決を求めるものであります。

頁、６頁、７頁、最後の頁になりますが、６頁、７頁をお願いいたします。補正予算の実施計画明細になります。支出の部になりますけども、主な補正の部分は、２款 水道事業費用、１項 営業費用、１目 原水及び浄水費の修繕費の部分です。藤里水源地（粕毛用）発電機設置、こちらで今、発電機のほう故障しておりますけども、仮設の発電機設置及び配線等々の予算を計上しております。次に、２款１項２目 配水及び給水費になりますが、こちらも修繕費になります。大沢ポンプ場のポンプの更新修繕費として1,016千円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、産業委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第15 議案第83号「令和８年度藤里町下水道事業会計補正予算（第１号)」を議題とします。説明を求めます。生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一）　議案第83号をお願いします。議案第83号について説明いたします。「令和８年度藤里町下水道事業会計補正予算（第１号)」第２条 令和８年度藤里町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第１款 下水道事業収益、既決予定額198,209千円、補正予定額7,432千円、合計205,641千円。支出です。第２款 下水道事業費用、既決予定額198,206千円、補正予定額7,432千円、合計205,638千円です。第３条 予算第４条本文括弧書き中「不足する額61千円」を「不足する額8,308千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,308千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出になります。第４款 資本的支出、既決予定額235,479千円、補正予定額8,247千円、合計243,726千円。第４条、予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費になります。既決予定額8,020千円、補正予定額864千円、合計8,884千円。

次の頁をお願いいたします。第５条 予算第８条に定めた補助を受ける金額を次のように改める。一般会計補助金になります。既決予定額180,140千円、補正予定額7,151千円、合計187,291千円。上記、地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき議決を求めるものであります。

最後の頁、７頁、８頁お願いいたします。支出の補正の主なものをご説明いたします。中段の支出になります。２款 下水道事業費用、１項 営業費用、11目の下水道管渠費の修繕費になります。こちらはマンホールポンプの修繕費を計上しております。次の13目 下水道総係費になりますけども、委託料として公営企業会計支援業務の委託として436千円。今まで職員が手探りの状態で企業会計を経理しておりましたけども、外部に委託して確実に事業を推進していくということで委託料を計上しております。下段になります。資本的収入及び支出の部分で支出になります。４款 資本的支出、１項 建設改良費、１目 下水道建設改良費、こちらの工事請負費になりますが、矢坂３号マンホールポンプの更新工事、こちらは矢坂からですね浄化センターまでの最後の大きなマンホールポンプになりますけども、ポンプの故障が発生しておりますので、こちらの更新をするために計上しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本案は、産業委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第16 認定第１号「令和７年度藤里町各会計決算認定について」を議題といたします。説明を求めます。税務会計課長

○税務会計課長（小山雅章）　それでは、サイドブックスクラウドの議案資料フォルダーのほうにお戻りください。08認定第１号のほうをお願いいたします。認定第１号について説明いたします。「令和７年度藤里町各会計決算認定について」地方自治法第233条第３項及び地方公営企業法第30条第４項の規定により、令和７年度藤里町の各会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。認定に付する会計は、一般会計と４つの特別会計のほか、簡易水道事業会計、下水道事業会計になります。令和７年度の一般会計と特別会計は本年５月29日をもって出納を閉鎖し、また、簡易水道事業会計と下水道事業会計は３月31日をもって決算日とし、決算に関する資料を添えて監査委員の審査に付したところ、各会計の歳入歳出決算額は、その計数に誤りはなく、適切に予算の執行がなされた旨を内容といたしました「令和７年度の決算審査意見書」を８月10日付で監査委員よりいただいております。

それでは、各会計の決算につきまして順次概要を説明いたしますので、議案資料の「08認定第１号Ｒ７各会計決算状況説明資料」のほうをお願いいたします。横書きになってる資料になります。

表紙をめくっていただきまして２頁をお願いいたします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算総括表になります。表の下段、合計欄をお願いいたします。歳入決算総額は5,471,205,887円、歳出決算総額は5,082,303,527円となりました。この結果、歳入歳出差引額は388,902,360円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は372,603,360円となりました。各会計の内訳は記載のとおりでございます。

次の頁、３頁をお願いいたします。簡易水道事業会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に区分されます。収益的事業の決算額は、収入の部、第１款 水道事業収益83,273,003円、支出の部、第２款 水道事業費用75,678,284円となりました。資本的事業

の決算額は、収入の部、第３款 資本的収入91,847千円、支出の部、第４款 資本的支出96,885,869円となりました。第３款 資本的収入が前年度比44,367,016円の増、第４款 資本的支出が前年度比43,896,425円の増となっておりますが、こちらはそれぞれ米田橋撤去に伴う米田地区配水管新設等工事の財源に充てるための企業債の皆増、建設改良費の米田地区配水管新設等工事や院内岱及び粕毛地区配水池水位計更新工事等の皆増によります。

次の頁、４頁をお願いいたします。下水道事業会計につきましても、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に区分されます。収益的事業の決算額は、収入の部、第１款 下水道事業収益222,017,119円、支出の部、第２款 下水道事業費用213,365,829円となりました。資本的事業の決算額は、収入の部、第３款 資本的収入253,702,718円、支出の部、第４款 資本的支出256,761,418円となりました。第３款 資本的収入が前年度比100,030,954円の増、第４款 資本的支出が前年度比103,441,254円の増となっておりますが、こちらはそれぞれ中通地区農業集落排水処理施設の老朽化が著しく見受けられることから、施設を閉鎖しまして農集中通処理区を下水道藤里処理区に接続するための中通処理区接続管路工事１工区、２工区、農業集落排水処理事業及び特定環境保全公共下水道監視通報装置更新工事の財源に充てるための企業債の増、これらの建設改良費の増によります。

次の頁、５頁のほうをお願いいたします。一般会計の決算の概要になります。この表は、一般会計の歳入決算額を款ごとに前年度数値と比較いたしまして表したものになります。表の下段中央に記載しております決算の総額は4,238,195千円で、対前年度比14,502千円の減となりました。概要につきましては、収入済額の大きい町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金のみ抜粋して説明させていただきます。１款 町税は231,121千円、対前年度比16,148千円の増となりました。款ごとに主な増減の内容を右側に記載しておりますが、主な要因といたしまして、①の町民税につきましては、定額減税が終了したものの、特に農業所得が好調であったことによる増が挙げられます。10款 地方交付税は2,288,201千円、対前年度比56,892千円の増となりました。右側に記載のとおり、普通地方交付税は2,081,186千円、対前年度比54,051千円の増。特別地方交付税は207,015千円、対前年度比2,841千円の増となりました。14款 国庫支出金は351,982千円、対前年度比61,408千円の減となりました。これは農地農業用施設災害復旧事業費負担金、公共土木施設災害復旧事業費負担金の皆減などが挙げられます。15款 県支出金は213,623千円、対前年度比14,200千円の増となりました。これは農業夢プラン応援事業費補助金や国勢調査交付金、農地利用最適化交付金の増などが挙げられます。以上が歳入の概要になります。

次の頁、６頁をお願いいたします。一般会計の歳出の概要になります。表の下段に記載しております決算の総額は3,993,543千円で、対前年度比90,874千円の減となりました。概要につきましては、こちらも歳入同様、款ごとに主な増減内容を右側に記載しておりますので、抜粋して説明させていただきます。２款 総務費は734,120千円、対前年度比120,486千円の増となりました。主な要因は、定額減税補足給付金の皆減などがあったものの、地域福祉基金積立金や公共施設等維持整備基金積立金、電算共同組合事業経費負担金が増になったことなどが挙げられます。３款 民生費は625,841千円、対前年度比14,505千円の減となりました。これは自立支援給付費、後期高齢者医療療養給付費負担金の増などがあったものの、物価高騰生活支援給付金（繰越明許分）、物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分）が皆減になったことなどが挙げられます。４款 衛生費は545,409千円、対前年度比109,684千円の増となりました。これは塵芥収集車４ｔパッカー車購入費が皆減になったものの、能代山本広域市町村圏組合清掃負担金の増や健康管理システム標準化対応業務委託料が皆増になったことなどが挙げられます。６款 農林水産業費は528,512千円、対前年度比130,927千円の減となりました。これは白神山水の館メンテナンス工事助成金の皆増などがあったものの、町有林有効活用基金積立金の減や橋梁・トンネル点検業務委託料、林道北米代線舗装補修工事費が皆減になったことなどが挙げられます。７款 商工費は285,918千円、対前年度比15,926千円の増となりました。これは健康保養館トレーニングルーム備品購入や藤里開発公社経営改善取組助成金の皆減などがあったものの、健康保養基地補修工事費や給水施設送水管敷設替え工事が皆増になったことなどが挙げられます。８款 土木費は328,997千円、対前年度比22,528千円の減となりました。これは橋梁撤去工事の皆増や下水道事業出資金、下水道などの増などがあったものの、橋梁補修工事費繰越明許費や除雪ドーザ購入費が皆減になったことなどが挙げられます。９款 消防費は179,508千円、対前年度比21,977千円の増となりました。これは防災行政無線直流電源装置用蓄電池交換業務委託料の皆減などがあったものの、能代山本広域市町村圏組合消防負担金の増や新型Ｊアラート受信機更新業務委託料、次期総合防災情報システム整備負担金が皆増になったことなどが挙げられます。10款 教育費は348,113千円、対前年度比25,920千円の減となりました。これは町民体育館高圧機交換工事費の皆増などがあったものの、スキー場斜面復旧測量調査設計業務委託料や索道設備改修工事費が皆減になったことなどが挙げられます。11款 災害復旧費は19,003千円、対前年度比158,310千円の減となりました。これは農地農業用施設及び公共土木施設繰越明許費における災害復旧工事費が皆減になったことなどが挙げられます。以上が歳出の概要になります。

よって、藤里町一般会計の歳入は4,238,195千円、歳出は3,993,543千円、歳入歳出差引額は244,652千円で、翌年度への繰越財源16,299千円を差し引いた実質収支額は228,353千円となりました。ここまでが藤里町一般会計の概要になります。

○議長（加藤徳良）　一般会計で中断いたします。

休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前０時00分　休　憩

午後１時00分　再　開

○議長（加藤徳良）　休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

３の国民健康保険特別会計の決算状況から説明願います。税務会計課長

○税務会計課長（小山雅章）　それでは、７頁のほうをお願いいたします。７頁から10頁までは各特別会計決算の概要になります。主な増減内容等については、資料の右側に記載のとおりとなります。後ほどご確認いただきまして、歳入歳出決算額、差引額のみ読み上げますので、ご了承くださいますようお願いいたします。それぞれ頁の下段に記載しております。

国民健康保険特別会計は、歳入406,737千円、歳出315,568千円、差引額91,169千円となりました

次の頁、８頁をお願いいたします。後期高齢者医療特別会計は、歳入53,949千円、歳出53,624千円、差引額325千円となりました。

次の頁、９頁をお願いいたします。介護保険特別会計は、歳入726,606千円、歳出673,902千円、差引額52,704千円となりました。

次の頁、10頁をお願いいたします。介護サービス特別会計は、歳入45,718千円、歳出45,666千円、差引額52千円となりました。

以上が各特別会計決算の概要になります。

次の頁、11頁をお願いいたします。簡易水道事業会計決算の概要になります。最初の総括表の３頁でも触れましたが、決算額は記載のとおりとなります。資料右側の下段、補足の剰余金と貸借対照表のみ説明させていただきます。令和７年度藤里町簡易水道事業損益計算により、剰余金は24,053千円となりました。貸借対照表は、資産の部815,358千円、負債の部449,724千円、資本の部365,634千円となりました。以上が簡易水道事業会計決算の概要になります。

次の頁、12頁をお願いいたします。下水道事業会計決算の概要になります。こちらも最初の総括表の４頁で触れましたが、決算額は記載のとおりとなります。資料右側の下段、補足

の剰余金と貸借対照表のみ説明させていただきます。令和７年度藤里町下水道事業損益計算により、剰余金は5,671千円となりました。貸借対照表は、資産の部2,756,255千円、負債の部2,469,773千円、資本の部286,483千円となりました。以上が下水道事業会計決算の概要になります。

次の頁、13頁をお願いいたします。13頁以降は参考資料となります。上段は令和６年度から令和７年度への繰越事業の決算状況、下段は令和７年度から令和８年度への繰越事業の繰越状況になります。

14頁をお願いいたします。各基金現在高の状況になります。令和７年度末現在高の合計額は表右側の下段の数字で、1,216,205,101円となりました。

15頁をお願いいたします。普通会計の決算の状況になります。普通会計とは、地方財政の統計上、自治体間の比較が容易にできるよう統一的に用いられる会計区分で、一般的に地方財政を表す場合にはこの普通会計を基本としております。

16頁をお願いいたします。財政指標などの状況になります。この指標は、自治体財政の健全性や財政構造の弾力性などを判断する目安として活用されるものです。下段には用語の解説も併せて記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、認定第１号「令和７年度藤里町各会計決算認定について」その概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良）　この決算につきましては、両委員会に付託いたしますが、便宜上、会計ごとに大綱質問を行ったうえでそれぞれの委員会に付託いたします。

「令和７年度一般会計歳入歳出決算について」の大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

「令和７年度藤里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」の大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、総務委員会に付託します。

「令和７年度藤里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」の大綱質問ございま

せんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、総務委員会に付託します。

「令和７年度藤里町介護保険特別会計歳入歳出決算について」の大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、総務委員会に付託します。

「令和７年度藤里町介護サービス特別会計歳入歳出決算について」の大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、総務委員会に付託します。

「令和７年度藤里町簡易水道事業会計決算について」の大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、産業委員会に付託します。

「令和７年度藤里町下水道事業会計決算について」の大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良）　大綱質問なしと認めます。

本会計は、産業委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　日程第17 陳情書の審議を行います。

本定例会には新規に陳情書３件が提出されておりますが、皆さんのお手元に配付のとおりですので、直ちに付託いたします。

陳情書第５号「ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を求める陳情書」は、産業委員会に付託します。

陳情書第６号「非核三原則の堅持を求める意見書提出についての陳情書」は、総務委員会に付託します。

陳情書第７号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」は、総務委員会

に付託いたします。

○議長（加藤徳良）　以上で本日の日程は議了いたしました。

明日９月11日２日目は、午前10時より本会議を開会いたします。

これをもちまして散会いたします。

午後１時09分　散　会